

伊丹市公共建築物における木材利用促進に関する方針

令和元年（2019年）11月8日 策定

第1 趣旨

公共建築物等における木材利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）第9条第1項の規定に基づき、兵庫県が定めた兵庫県公共建築物等木材利用促進方針に即して、伊丹市の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針を次のとおり定める。

第2 公共建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木材利用の促進の意義と効果

木材は、断熱性、調湿性等に優れている。また、森林は、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、林産物の供給等において重要な役割を担っている。

木材の利用を促進し木材の需要を拡大することは、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や、林業の再生を通じた森林の適正な保全につながり、森林の有する多面的機能の持続的な発揮にも貢献することが期待される。

2 木材の利用の促進のための基本的方向

(1) 市が整備する公共建築物

建築物の用途や、建設コストのほか維持管理及び解体・廃棄等のコストを含めたライフサイクルコスト、法令の制限や建材としての耐久性・機能性等の制約、施設等の利用者ニーズ、木材の利用による付加価値や効果等を勘案のうえ、兵庫県産をはじめとした国産木材の利用に努めるものとする。

(2) 市以外の者が整備する公共建築物

広く市民に利用され、文化・福祉の向上に資するなど公共性の高い学校、社会福祉施設、医療施設、運動施設、社会教育施設、公共交通機関の旅客施設を整備する事業者を中心に、木材の利用促進についてPRし、連携を図るものとする。

第3 市が整備する公共建築物における木材の利用の目標

市が整備する公共建築物においては、次のとおり木材の利用に努めるものとする。なお、利用の促進及び検討にあたっては本方針第2を踏まえるものとする。また、多くの市民が木材の持つ優れた特性や木材利用の意義を知ることができるようPRに努めるものとする。

- 1 木材の利用にあたっては、その付加価値や効果等が特に高いと考えられる、内装の木質化を中心に推進するものとする。
- 2 内装の木質化は、多数の市民が利用し接する機会が多いと考えられる施設・部分を中心に推進するものとする。
- 3 木質化を図る部材については、床、腰壁、内部建具等を中心に検討するものとする。また、併せて備品等の木質化も検討するものとする。
- 4 本方針により利用する木材製品のうち、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に規定する特定調達品目に該当するものは、原則として国の定める環境物品等の調達の推進に関する基本方針に示された「判断の基準」を満たすものとする。

第4 その他市の公共建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項

公共建築物の木材利用を推進するためには、市域にとどまらない広域的な視点にたった木材の効率的かつ安定的な供給体制の整備や、木造施設の整備状況など木造化・木質化に関する情報共有が必要なことから、兵庫県・他市町との連携を図りながら木材利用の促進を図るものとする。